

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(千葉県担当部会)

令和6年5月15日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの

1件

国民年金関係

1件

厚生局受付番号 : 関東信越 (千葉) (受) 第 2300201 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (千葉) (国) 第 2400001 号

第1 結論

平成3年8月21日から平成4年4月20日までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成3年8月21日から平成4年4月20日まで

私は、国民年金の加入手続をいつ、どこで行ったか覚えていないが、請求期間の国民年金保険料は、A社会保険事務所(当時)の窓口で定期的に納付していたはずである。請求期間について、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間の国民年金保険料はA社会保険事務所の窓口で定期的に納付していた旨主張している。

しかしながら、請求者の主張のとおり、請求期間に係る国民年金保険料を納付するためには、請求期間当時、国民年金手帳記号番号(以下「記号番号」という。)が払い出されている必要があるが、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索並びに記号番号払出簿による記号番号の全件調査(請求期間にB市で払い出された記号番号に限る。)を行ったが、請求者に記号番号が払い出された形跡は見当たらず、国民年金の加入手続は行われていなかったと考えられることから、請求期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、保険料の納付書は発行されず、保険料を納付することはできない。

また、請求者は、請求期間について、国民年金の加入手続の時期、場所等を具体的に記憶しておらず、請求期間に係る国民年金の加入状況が不明である上、B市は、同市のシステムにおいて、請求者に係る国民年金の加入状況の情報はない旨回答している。

さらに、請求者は、請求期間の国民年金保険料の納付時期、納付金額等について覚えていない旨回答していることから、請求期間の保険料の納付状況についても不明である上、請求期間当時、社会保険事務所で納付可能な国民年金保険料は、過年度分の保険料であり、年度内の保険料を社会保険事務所で納付することはできない。

このほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、

確定申告書等)はなく、ほかに請求期間について、請求者の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。